

○浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士学位論文審査実施要項

制 定 平成 28 年 2 月 3 日要項第 3 号

最終改正 令和 5 年 3 月 16 日要項第 8 号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成 16 年規程第 75 号。以下「規程」という。）第 23 条の規定に基づき、博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第 1 医学専攻博士課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 1 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請の時期

学位論文審査の申請締切時期は、原則として 9 月修了予定者は 5 月 31 日まで、3 月修了予定者は 11 月 15 日までとし、当該日が休業日に当たるときは、直後の平日とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。

3 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「学位論文審査申請者」という。）は、次に掲げる書類を指導教員の承認を得て、学務課に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式 1） 1 部
- (2) 論文目録（別紙様式 2） 1 部
- (3) 主論文 4 部
- (4) 副論文（ある場合） 4 部
- (5) 論文内容要旨（別紙様式 3） 1 部
- (6) 履歴書（別紙様式 4） 1 部
- (7) 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1 部
- (8) 学位論文（主論文・副論文）が共著論文である場合は共著者の承諾書（別紙様式 5） 1 部
- (9) 研究業績目録（別紙様式 8） 1 部

第 2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第 5 条第 2 項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して 5 年以内であり、外国語に関する学力の確認（以下「外国語試験」という。）が得られ、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、5 年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7 年以上の研究歴を有する者
- (3) その他浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）が前各号と同等以上と認めた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
 - (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
 - (4) 大学の医学部附属病院において、診療助教、医員又は非常勤医師として研究に従事した期間。ただし、非常勤医師については研究業績及び勤務時間等を踏まえ、研究に従事した期間に相当する期間
 - (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
 - (6) その他大学院医学専攻教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間
- 3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前2項を参考とし、大学院医学専攻教授会で審議する。
- 4 その他1項にかかわらず、規程第5条第2項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。
- 5 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者は、次に掲げる書類を指導教員又は学位論文を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）の承認を得て、学務課に提出する。

- (1) 資格審査願（別紙様式6） 1部
- (2) 学位申請書（別紙様式7） 1部
- (3) 論文目録（別紙様式2） 1部
- (4) 主論文 4部
- (5) 副論文（ある場合） 4部
- (6) 論文内容要旨（別紙様式3） 1部
- (7) 履歴書（別紙様式4の1） 1部
- (8) 研究歴調査書（別紙様式4の2） 1部
- (9) 学位論文（主論文・副論文）が未掲載の場合は掲載を前提に受理されたことが確認できる書類 1部
- (10) 学位論文（主論文・副論文）が共著論文である場合は共著者の承諾書（別紙様式5） 1部
- (11) 研究業績目録（別紙様式8） 1部
- (12) 大学卒業証明書（本学出身者を除く。） 1部
- (13) 研究従事証明書 1部
- (14) 写真（3か月以内に撮影したもの） 1枚
- (15) 外国語試験合格通知書の写し

6 学位論文審査手数料

- (1) 学位論文審査手数料は、学位論文受理決定後に学務課に納入するものとする。
- (2) 博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後2年以内に学位論文を提出する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第3 学位論文

- 1 学位論文は、英文の原著論文とする。
- 2 学位論文が共著の場合は、次に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 学位論文審査申請者は、筆頭著者であること。
 - (2) 学位論文審査申請者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。

- 3 学位論文は、大学院医学専攻教授会において適当と認める内外の査読付きの学会誌等に掲載（電子媒体による掲載を含む。以下同じ。）された論文又は掲載が予定されている論文とする。
- 4 学位論文は、原則として掲載後5年以内のものとする。
- 5 前項にかかわらず、課程博士にあつては、原則として入学から1年以上経て掲載された論文とする。
- 6 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。
- 7 前項により学位の授与を受けた者は、学位の授与を受けた日から1年以内に学術機関リポジトリへ登録し、直ちに別刷等の印刷物1部を学務課に提出しなければならない。

第4 審査

1 資格等審査

学位論文審査申請者の資格等審査は、次に掲げる事項について、大学院医学専攻部会が行うものとする。

(1) 課程修了による学位論文審査申請者

- ア 在学年数
- イ 単位修得状況
- ウ その他

(2) 論文提出による学位論文審査申請者

- ア 研究歴
- イ 外国語試験合格の有効期限
- ウ その他

2 学位論文の受理

学長は、大学院医学専攻部会の資格等審査の報告に基づき、大学院医学専攻教授会の議を経た上で学位論文を受理する。

3 審査委員の選出

- (1) 大学院医学専攻教授会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、直ちに大学院医学専攻部会の推薦により、審査委員3名を選出する。
- (2) 他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員とする場合は、前号の審査委員の内数とする。
- (3) 審査委員3名のうち1名を主査とする。主査は、委員の互選により選出する。
- (4) 指導教員、紹介教員並びに学位論文審査申請者が所属する講座（附属病院診療科・部を含む。）の教員は、審査委員には選出できない。

4 学位論文審査及び専攻分野の試問

- (1) 審査委員は、受理した学位論文を審査するとともに専攻分野の試問を行い、その結果の要旨を（別紙様式9）により、大学院医学専攻教授会に報告するものとする。

（審査基準）

- ア 論文審査：学位申請論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性等を有していること。
- イ 試験及び学力確認：学位申請者が研究の計画及び遂行能力、研究成果の論理的説明能力、当該分野の関連研究領域及び専門分野全般の知識、倫理的判断能力等を有していること。

- (2) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。

5 学位授与の可否の議決

学位授与の可否の議決は、投票により行うものとする。

- 6 論文提出による学位論文審査申請者の外国語試験については、別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 13 日要項第 54 号)

- 1 この要項は、平成 28 年 7 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 の 1 項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第 2 の 5 項 (15) に規定する書類については、平成 29 年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成 27 年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日要項第 10 号)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 30 日要項第 51 号)

この要項は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 16 日要項第 8 号)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。